群馬県地域職業能力開発促進協議会の委員の募集(リカレント教育を実施する大学等)

群馬労働局においては、群馬県と共催により、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進等のほか、地域における職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を行う群馬県地域職業能力開発促進協議会(以下「地域協議会」といいます。)を設置します。

つきましては、本協議会の構成員として参加いただくリカレント教育を実施 する大学等を募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有を図る観点から、 貴校が群馬県内で取り組むリカレント教育の内容についてご紹介いただくと ともに、意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和7年11月1日から令和8年3月31日までを予定しています。 募集にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として1又は2者 程度を予定しています。それを超える応募があった場合は個別に相談させて いただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす大学等とします。

- ①学校教育法における大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、広く社会人を対象とする職業に関する教育訓練(履修証明制度を活用した教育訓練プログラム、企業向けオーダーメイド教育、指定国立大学法人の出資による会社によるもの等)を実施していること。
- ②大学等の取組内容について、地域協議会での周知、構成員間の意見交換を希望していること。

4 募集期間等

令和7年8月20日から同年9月2日の間募集します。 応募期間は、令和7年8月20日から同年9月2日までとします。

5 応募方法

応募期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子 メールにてご提出ください。

Jukoushashien-gummakyoku@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

令和7年度第1回群馬県地域協議会については、令和7年11月11日に 開催を予定しています。

本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。 今年度は、その他に1回程度の開催を予定しています。

8 本件に関するお問い合わせ先 群馬労働局 職業安定部 訓練課 027-897-3612

以上

群馬県地域職業能力開発促進協議会の委員 (リカレント教育を実施する大学等)の応募について

- 1 学校名
- 2 協議会にて発言するリカレント教育の事業名 ※タイトルだけ記載ください。後日、詳細について確認させていただく場合があります。
- 3 構成員となる者 構成員(構成員名簿に登載する者)について 役職

氏名(ふりがな)_____

4 本件に関する連絡先住所電話番号メール担当者名

5 提出先

群馬労働局 職業安定部 訓練課 メールアドレス jukoushashien-gummakyoku@mhlw.go.jp

※件名に「協議会(大学等)の応募」と記載ください。